

## 小山町空き家等の適正管理に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、空き家等の適正管理を図ることにより、倒壊等の事故、犯罪、火災等を未然に防止し、もって町民と地域の安全・安心の確保と生活環境の保全に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家等 町内に所在する建物その他の工作物（既に倒壊したものを含む。）で常時無人の状態にあるもの及びその敷地並びに空き地（原則として農林業用地を除く。）をいう。

(2) 危険な状態 次に掲げる状態をいう。

ア 老朽化又は台風等の自然災害により、建物その他の工作物が倒壊し、又は当該建物その他の工作物に用いられた建築資材等が飛散し、若しくは剥落し、人の生命、身体又は財産に害を及ぼすおそれのある状態

イ 不特定の者に建物その他の工作物又はその敷地に侵入され、犯罪、火災等を誘発するおそれのある状態

ウ 動植物昆虫等が相当程度に繁殖し、人の生命、身体若しくは財産又は周囲の生活環境及び衛生環境に害を及ぼすおそれのある状態

(3) 所有者等 所有者、占有者、相続人、財産管理人その他の空き家等を管理すべき者をいう。

(4) 町民 町内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤若しくは通学する者をいう。

### (民事による解決との関係)

第3条 この条例の規定は、危険な状態にある空き家等の所有者等と当該空き家等が危険な状態にあることにより害を被るおそれのある者との間で、民事による事態の解決を図ることを妨げない。

### (所有者等の責務)

第4条 空き家等の所有者等は、当該空き家等が危険な状態にならないように自らの責任において適正に管理しなければならない。

### (情報提供)

第5条 町民は、空き家等が危険な状態であると認めるときは、町長に対し、その情報提供に努めるものとする。

(実態調査)

第6条 町長は、必要に応じ、空き家等の有無を調査するものとする。

2 町長は、前条の情報提供を受け、第4条に規定する管理が行われていない空き家等があると認めるときは、当該空き家等の実態調査を行うことができる。

(立入調査)

第7条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に必要な場所に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を証明する書類を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言又は指導)

第8条 町長は、空き家等が現に危険な状態にあり、又は危険な状態になるおそれがあると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、必要な措置について、助言し、又は指導することができる。

(勧告)

第9条 町長は、前条の規定による助言又は指導を行ったにもかかわらず、空き家等が現に危険な状態にあり、かつ、当該危険な状態が相当程度であると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(支援)

第10条 町長は、第8条の規定による助言若しくは指導又は前条の規定による勧告に従って措置を講ずる者に対し、所要の支援を行うことができる。

(寄附の申出)

第11条 町長は、空き家等の所有者等から危険な状態の空き家等について寄附の申出があった場合は、別に定める要件を満たした場合に限り、申出を受諾することができる。

2 町長は、前項の規定により寄附の申出を受諾した場合、速やかに当該危険な状態の除去を行わなければならない。

(命令)

第12条 町長は、第9条の勧告に従わない者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう命令することができる。

(公表)

第13条 町長は、前条の規定による命令を受けた空き家等の所有者等が、正当な理由なく命令に基づく措置を期限までに講じないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 所有者等の住所及び氏名（法人の場合にあっては、主たる事業所の所在地並びにその名称及び代表者の氏名）
- (2) 空き家等の所在地
- (3) 命令の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 町長は、前項の規定により公表するときは、事前に当該公表に係る所有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

(代執行)

第14条 町長は、第12条の命令を受けた者が当該命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより代執行を行うことができる。

(協力依頼)

第15条 町長は、緊急を要する場合は、町の区域を管轄する警察その他の関係機関に必要な協力を依頼することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 小山町空き家等の適正管理に関する条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、小山町空き家等の適正管理に関する条例（平成24年小山町条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (情報提供)

第2条 条例第5条に規定する情報提供は、空き家等危険状態情報提供書（様式第1号）を町長に提出する方法によるほか、口頭その他適宜の方法により行うことができるものとする。

### (立入調査)

第3条 条例第7条第1項に規定する立入調査については、空き家等の所有者等の立会い又は承諾のもとに行うものとする。

2 条例第7条第2項に規定する身分を証明する書類は、立入調査員証（様式第2号）とする。

### (空き家等対策検討委員会の設置)

第4条 町長は、小山町空き家等対策検討委員会を設置し、必要な場合は意見を求めるものとする。

### (助言又は指導)

第5条 条例第8条の規定による助言又は指導は、助言又は改善指導書（様式第3号）により行うものとする。

### (勧告)

第6条 条例第9条の規定による勧告は、勧告書（様式第4号）により行うものとする。

### (支援)

第7条 条例第10条に規定する支援は、次に掲げるものとする。

- (1) 空き家等の適正な管理に必要な相談及び情報の提供
- (2) 危険な空き家等を解体及び撤去するための補助金の付与
- (3) その他町長が認める必要な支援

### (寄附の申出)

第8条 条例第11条に規定する寄附の申出をしようとする者は、別に定める小山町空き家等の適正管理に関する寄附申出等取扱要綱により行うものとする。

### (命令)

第9条 条例第12条の規定による命令は、空き家等の措置命令書（様式第5号）により行うものとする。

（公表）

第10条 町長は、条例第13条第1項の規定による公表をする前に、当該公表に係る所有者等に空き家等の公表に関する通知書（様式第6号）により通知するものとする。

2 条例第13条第2項に規定する所有者等の意見を述べる機会については、前項の通知書に示された期日までに、公表に関する意見書（様式第7号）により行うものとする。

3 公表は、次によるものとする。

- （1）広報おやま
- （2）小山町ホームページ
- （3）その他町長が必要と認めるもの

（戒告）

第11条 行政代執行法（昭和23年法律第43号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による戒告は、戒告書（様式第8号）により行うものとする。

（代執行令書）

第12条 法第3条第2項に規定する代執行令書の様式は、代執行令書（様式第9号）とする。

（執行責任者の証票）

第13条 法第4条の規定による執行責任者を示す証票は、執行責任者証（様式第10号）とする。

（徴収告知）

第14条 町長は、代執行を受けた者に対し、代執行に要した費用の徴収告知について、代執行の完了した日から20日以内に納付額告知書（様式第11号）により通知するものとする。

（補則）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

空き家等危険状態情報提供書

年 月 日

小山町長 様

提供者 住 所

氏 名

印

電話番号

危険な状態の空き家等について、次のとおり情報提供します。

空 き 家 等 の 所 有 者	住 所	
	氏 名	
空 き 家 等 の 所 在 地		
空き家の建築年・ 構造及び規模 (わからないときは 記入不要)	建築年	年
	構造	造 階建て
	床面積	床面積 約 m <sup>2</sup>
危険な状態の説明		

※写真添付

様式第2号（第3条関係）

(表)

契印

第 号	立入調査員証	
写真添付欄	次の者は、空き家等の立入調査に従事する職員である。	
	契印	
	所 属	
	職 名	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	年 月 日発行	
		小山町長 氏 名 印

55 mm

90 mm

(裏)

注意

- 1 本証は、空き家等の調査を実施する場合は、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、速やかに提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証の有効期間は、発行の日から2年とする。
- 5 本証の有効期間が満了したときは、その日から10日以内に、本証を町長に返還しなければならない。

様式第3号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

小山町長 氏 名 印

助言又は改善指導書

あなたが所有（管理）する次の空き家等は、小山町空き家等の適正管理に関する条例第4条に規定する適正管理がなされていないので、同条例第8条の規定により管理方法の改善について次のとおり助言・指導します。措置を済まされたときは、下記担当まで御一報くださるようお願いします。なお、既に措置を済まされている場合は、御容赦願います。

1	空き家等の所在地		
2	空き家等の構造・規模	構造	造 階建て
		規模	床面積 約 m <sup>2</sup>
3	改善期限	年 月 日	
4	空き家等の状況及び 該当する不適切な 管理状態		
5	助言・指導事項		

担当：



様式第4号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

小山町長 氏 名 印

勸 告 書

あなたが所有（管理）する次の空き家等は、小山町空き家等の適正管理に関する条例第4条に規定する適正管理がなされていないので、同条例第9条の規定により管理方法の改善について次のとおり勧告します。措置を済まされたときは、下記担当まで御一報くださるようお願いします。なお、既に措置を済まされている場合は、御容赦願います。

1	空き家等の所在地		
2	空き家等の構造・規模	構 造	造 階建て
		規 模	床面積 約 m <sup>2</sup>
3	改 善 期 限	年 月 日	
4	空き家等の状況及び 該当する不適切な 管 理 状 態		
5	勸 告 事 項		

担当：

第 号  
年 月 日

様

小山町長 氏 名 印

空 き 家 等 の 措 置 命 令 書

あなたが所有（管理）する次の空き家等について、 年 月 日付け 第  
号で空き家等の管理方法の改善を図るよう勧告しましたが、いまだに改善が行われて  
いないので、小山町空き家等の適正管理に関する条例第12条の規定に基づき、 年  
月 日までに次の措置を講ずるよう命ずる。

- 1 空き家等の所在地
- 2 空き家等の構造・規模 構造： 造 階建て  
規模： 床面積 約 m<sup>2</sup>
- 3 空き家等の状況及び該当する不適切な管理状態
- 4 命ずる措置

教示

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、小山町長に対して異議申立てをすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小山町を被告として（訴訟において小山町を代表する者は小山町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第6号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

小山町長 氏 名 印

空き家等の公表に関する通知書

あなたが所有（管理）する次の空き家等は、小山町空き家等の適正管理に関する条例第4条に規定する適正管理がなされていないので、同条例第12条の規定により管理方法の改善について 年 月 日付け 第 号で命令しましたが、改善措置がされていません。

については、同条例第13条第1項の規定により、次のとおり公表しますので通知します。

なお、この公表について意見がありましたら、 年 月 日までに公表に関する意見書（様式第7号）を提出してください。

1	所有者等氏名		
2	所有者等住所		
3	空き家等の所在地		
4	空き家等の構造・規模	構造	造 階建て
		規模	床面積 約 m <sup>2</sup>
5	命令の内容		
6	その他		

様式第7号（第10条関係）

公表に関する意見書

年 月 日

小山町長 様

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

空き家等の公表に関する通知について、次のとおり意見書を提出します。

1	空き家等の所在地	
2	公表通知のあった日	年 月 日
3	意 見	

様

小山町長 氏 名 印

戒 告 書

あなたが所有（管理）する次の空き家等について、 年 月 日付け 第  
号で、 年 月 日までに空き家の管理方法の改善その他必要な措置を講ず  
るよう命じましたが、いまだその措置が履行されていません。

については、 年 月 日までに必ず措置を講ずるよう、行政代執行法（昭和23  
年法律第43号）第3条第1項の規定により戒告します。

なお、この指定期限までに措置を講じないときは、同法第2条の規定により代執行を行  
い、これに要した費用をあなたから徴収します。

- 1 空き家等の所在地
- 2 空き家等の構造・規模

構造： 造 階建て

規模： 床面積 約 m<sup>2</sup>

- 3 命ずる措置

教示

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、小山町長に対して異議申立てをすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小山町を被告として（訴訟において小山町を代表する者は小山町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様

小山町長 氏 名 印

代 執 行 令 書

あなたが所有（管理）する次の空き家等について、命ぜられた措置を履行するよう戒告しましたが、指定期限までにその措置が履行されておられませんので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定により、下記のとおり代執行を行います。

記

1 空き家等の所在地

2 空き家等の構造・規模

構造： 造 階建て  
規模： 床面積 約 m<sup>2</sup>

3 代執行期日

年 月 日

4 代執行責任者

5 代執行に要する費用の概算見積額

円

教示

- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、小山町長に対して異議申立てをすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）
- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小山町を被告として（訴訟において小山町を代表する者は小山町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第10号（第13条関係）

(表)

契印

第 号	執行責任者証
写真添付欄	次の者は、空き家等の代執行に従事する執行責任者
	契印 である。
	所 属
	職 名
	氏 名
	生年月日 年 月 日
	年 月 日発行
	小山町長 氏 名 印

55 mm

90 mm

(裏)

代執行場所
被代執行者の住所
被代執行者の氏名
代執行令書の番号

様式第11号（第14条関係）

第 号  
年 月 日

様

小山町長 氏 名 印

納付額告知書

年 月 日付け 第 号で通知したとおり代執行を行いましたので、これに要した経費を小山町空き家等の適正管理に関する条例施行規則第14条の規定に基づき通知します。別紙納入通知書により、納入期限までに納入してください。

記

1 代執行の内容

(1) 実施年月日

(2) 実施内容

(3) 実施場所

2 代執行費用 円

3 納入期限 年 月 日

※ 納期限までに納付できない事情があるときは、必ず下記担当まで御連絡ください。

担当：



## 小山町空き家等対策検討委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、小山町空き家等の適正管理に関する条例施行規則（平成24年小山町規則第 号）第4条に基づき設置する小山町空き家等対策検討委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討し、その結果を町長に報告する。

- (1) 空き家等の危険な状態等の確認
- (2) 助言又は指導、勧告、命令及び公表
- (3) 寄附申出の受諾
- (4) 行政代執行
- (5) その他町長が必要と認めること

### (組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次の各号に掲げる者の中から町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 御殿場警察署長が指名する者
- (3) 御殿場市・小山町広域行政組合消防本部消防長が指名する者
- (4) 町行政機関の職員
- (5) その他町長が必要と認める者

### (委員長等)

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は、これらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、町長の定める課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

## 小山町空き家等の適正管理に関する寄附申出等取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、小山町空き家等の適正管理に関する条例（平成24年小山町条例第18号。以下「条例」という。）第11条に基づく寄附の申出に関して、小山町公有財産管理規則（平成19年小山町規則第12号。以下「財産規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (寄附の申出)

第2条 小山町空き家等の適正管理に関する条例施行規則（平成24年小山町規則第号。以下「規則」という。）第8条に規定する寄附の申出をしようとする者（以下「申出者」という。）は、財産規則第21条第1項に規定する寄附申込書その他の書類を町長に提出するものとする。

### (対象となる空き家等)

第3条 前条に規定する申出の対象となる危険な状態の空き家等は、小山町内に存し、かつ、別表第1に掲げる要件を満たすものとする。

### (調査)

第4条 町長は、第2条の寄附申込書の提出があったときは、当該空き家等についての資料を収集するため、申出者等の立会い又は承諾のもとに当該空き家等の調査を行うものとする。

- 2 町長は、前項の調査のため当該空き家等及び隣人等の土地に立ち入らせようとするときは、事前にその旨を連絡しなければならない。
- 3 第1項に規定する調査を実施する者は、規則第3条第2項の立入調査員証を携帯し、関係人からの請求があったときは、これを提示しなければならない。

### (申出の受諾)

第5条 町長は、申出の受諾に当たり、第3条に規定する条件を満たすことを確認しなければならない。

- 2 町長は、申出の受諾について、別に定める小山町空き家等対策検討委員会（以下「検討委員会」という。）に意見を求めることができる。
- 3 寄附の申出を受諾することに決定したときは、財産規則第21条第2項に規定する寄附承諾書によりその旨を当該申出者に通知するものとする。
- 4 寄附の申出を受諾しないことに決定したときは、選定外通知書（様式第1号）により

その旨を当該申出者に通知するものとする。

(除却等の決定)

第6条 町長は、前条第3項の規定により寄附の申出を受諾することに決定した空き家等について危険な状態の除去を行う場合、当該空き家等が、通常の方法では利用できない状態で、かつ、周囲に対して危険性があると判定される建築物等（以下「危険老朽空き家」という。）であるときは、周囲への影響、危険度等を勘案し、危険老朽空き家の除却を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定による除却の決定をしようとするときは、検討委員会に、次に掲げる事項を検討させることができるものとする。

- (1) 除却する危険老朽空き家の選定に関する事。
- (2) 危険老朽空き家除却後の土地の活用及び維持管理に関する事。
- (3) 危険老朽空き家の対策に関し必要な事項に関する事。

(空き家等の活用及び維持管理)

第7条 町長は、条例第11条第2項の危険な状態の除去を行った空き家等の利用に関し、地域の居住環境の向上を図るため、地域住民と協力し、必要な活用及び維持管理を行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱の定めるもののほか、寄附の申出に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区 分	条 件
建 物	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 木造建築物（一部の軽量鉄骨造も含む。）であること。</li> <li>2 小山町に寄附ができること（借地上に建っている建物にあつては、借地権設定者が借地権者に貸している土地を、小山町へ寄附をすることができること。）。</li> <li>3 建物に、物権又は賃借権が設定されていないこと。</li> <li>4 建物の所有者が町税を完納していること。</li> </ol>
土 地	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 小山町に寄附ができること。</li> <li>2 土地に物権又は賃借権が設定されていないこと。</li> <li>3 寄附後の維持管理に支障をきたすおそれがないこと。</li> <li>4 寄附後に災害防止等の措置が必要でないこと。</li> <li>5 維持管理に係る地域住民等の同意が得られるもの。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</li> <li>6 土地の所有者が町税を完納していること。</li> <li>7 公共用地としての利用価値があること。</li> </ol>

様式第1号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

小山町長 氏 名 印

選 定 外 通 知 書

年 月 日付けで寄附申込書の提出がありました次の空き家等については、関係書類等を精査した結果、次の理由により寄附を受けることができませんので通知します。

1 所在地

建物の所在 \_\_\_\_\_

土地の所在 \_\_\_\_\_

2 理 由

## 小山町危険空き家解体事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 町長は、小山町空き家等の適正管理に関する条例施行規則（平成24年小山町規則第 号）第7条第2号に基づく補助金について、予算の範囲内において交付するものとし、その補助金の交付に関しては、小山町負担金補助及び交付金に関する規則（昭和51年小山町規則第1号）及びこの要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 危険空き家 危険な状態にある空き家等をいう。
- (2) 解体撤去業者 空き家等の解体及び撤去を行う資格を有する者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、町内に存する危険空き家の所有者等で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町税を滞納していないこと。
- (2) この要綱に基づく補助金を受けていないこと。

### (補助対象危険空き家)

第4条 補助金交付の対象となる危険空き家は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

- (1) 個人が所有していること。
- (2) 建替えを目的としていないこと。
- (3) 土地の譲渡を目的としていないこと。
- (4) 公共事業等の補償の対象となっていないこと。

### (補助対象経費)

第5条 補助金交付の対象となる経費は、解体撤去業者による危険空き家の解体及び撤去（以下「危険空き家解体事業」という。）に要した工事費とする。

### (補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の3分の1以内とし、30万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これ

を切り捨てる。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、危険空き家解体事業着手前に小山町危険空き家解体事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類等を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象危険空き家の位置図
- (2) 補助対象危険空き家の解体及び撤去に係る経費の見積書の写し
- (3) 補助対象危険空き家の現況写真
- (4) 補助対象危険空き家の登記事項証明書又は固定資産税課税台帳記載事項の証明書
- (5) 補助対象危険空き家の所有者以外の者が申請する場合は、当該所有者の解体等に係る委任状
- (6) 補助対象危険空き家の所有者と所在する土地の所有者が異なる場合は、当該土地の所有者の解体等に係る同意書
- (7) その他町長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第8条 町長は、前条に規定する申請を受けたときは、速やかにその内容の精査及び現地調査を行い、小山町危険空き家解体事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(交付申請の変更)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)で、申請の内容を変更又は中止しようとするものは、小山町危険空き家解体事業変更(中止)承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認又は指示を受けなければならない。

2 町長は、前項に規定する承認申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、その内容を承認したときは、小山町危険空き家解体事業変更(中止)承認通知書(様式第4号)により通知するものとする。

3 町長は、前項の規定による承認をする場合において、当初の交付決定内容及びこれに付した条件等を変更することができる。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、事業完了後30日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、小山町危険空き家



解体事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類等を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象危険空き家の解体及び撤去等に要した経費を証する領収書の写し
- (2) 補助対象危険空き家の解体及び撤去後の写真
- (3) 廃棄物処理に関する処分証明書類
- (4) その他町長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条に規定する実績報告を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めたときは補助金の額を確定し、小山町危険空き家解体事業補助金交付額確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の通知を受けた交付決定者は、確定の通知を受けた日から起算して7日以内に小山町危険空き家解体事業補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。第11条の規定により補助金の額の確定を通知した後においても同様とする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助事業完了後1年を経過しないうちに住宅等を建築したとき、又は補助事業完了後の土地を有償で譲渡したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるほか、町長が不当であると認める事由が生じたとき。

（補助金の返還）

第14条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、当該取消し部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めらるものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

小山町危険空き家解体事業補助金交付申請書

年 月 日

小山町長 様

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

小山町危険空き家解体事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

危険空き家の所有者等	住 所： 氏 名：
危険空き家の所在地	
構 造 及 び 床 面 積	構造： 床面積 約 m <sup>2</sup>
建 築 年	
補 助 事 業 の 経 費	円
補 助 金 申 請 額	円
申 請 額 の 算 出 根 拠	補助対象経費 円 × 1 / 3 = 円 (申請額の限度額：30万円)
事 業 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

添付書類

- (1) 補助対象危険空き家の位置図
- (2) 補助対象危険空き家の解体及び撤去に係る経費の見積書の写し
- (3) 補助対象危険空き家の現況写真
- (4) 補助対象危険空き家の登記事項証明書又は固定資産税課税台帳記載事項の証明書
- (5) 補助対象危険空き家の所有者以外の者が申請する場合は、当該所有者の委任状
- (6) 補助対象危険空き家の所有者と所在する土地の所有者が異なる場合は、当該土地の所有者の解体等に係る同意書
- (7) その他町長が必要と認めるもの

様式第2号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

小山町長 氏 名 印

小山町危険空き家解体事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請を受けた小山町危険空き家解体事業補助金について、  
次のとおり決定したので通知します。

補助金の名称	小山町危険空き家解体事業補助金
決定内容	交付 ・ 不交付
交付決定額	円
危険空き家の所在地	
事業期間	年 月 日 ～ 年 月 日
条 件 (不交付の場合はその理由)	

様式第3号（第9条関係）

小山町危険空き家解体事業変更（中止）承認申請書

年 月 日

小山町長 様

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた危険空き家解体事業について、次のとおり変更（中止）したいので、関係書類を添えて申請します。

補 助 金 の 名 称	小山町危険空き家解体事業補助金
危険空き家の所在地	
変更（中止）の内容	
変更（中止）の理由	
添 付 書 類	(1) 交付申請時の添付書類のうち、変更に係るもの (中止の場合は不要) (2) その他町長が必要と認めるもの

様式第4号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

小山町長 氏 名 印

小山町危険空き家解体事業変更（中止）承認通知書

年 月 日付けで申請を受けた小山町危険空き家解体事業変更（中止）について、次のとおり承認したので通知します。

補助金の名称	小山町危険空き家解体事業補助金
承認内容	変更の承認 ・ 中止の承認
当初交付決定額	円
変更交付決定額	円
危険空き家の所在地	
条件	

様式第5号（第10条関係）

小山町危険空き家解体事業補助金実績報告書

年 月 日

小山町長 様

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定（変更（中止）承認）  
を受けた危険空き家解体事業について、事業が完了したので次のとおり関係書類を添えて  
報告します。

補 助 金 の 名 称	小山町危険空き家解体事業補助金
補助事業の経費の総額	円
交 付 決 定 額	円
危険空き家の所在地	
補助事業完了年月日	年 月 日
添 付 書 類	(1) 補助対象危険空き家の解体及び撤去等に要した経費を証する領収書の写し (2) 補助対象危険空き家の解体及び撤去後の写真 (3) 廃棄物処理に関する処分証明書類 (4) その他町長が必要と認めるもの

様式第6号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

小山町長 氏 名 印

小山町危険空き家解体事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した補助金の交付について、次のとおり補助金額を確定したので通知します。

補助金の名称	小山町危険空き家解体事業補助金
交付決定額	円
交付確定額	円
備考	



様式第7号（第12条関係）

小山町危険空き家解体事業補助金交付請求書

年 月 日

小山町長 様

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金確定の通知を受けた危険空き家解体事業について、次のとおり請求します。

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

金 融 機 関	銀行 金庫 農協	口	フリガナ						
			名義人 氏名						
	本店 支店 支所 出張所	座	種類	口座番号					
			1 普通 2 当座 3 その他 ( )						